

## 犯罪人名簿に関する事務における本人以外 のものからの個人情報の収集について

### 1 付議事項

- (1) 本人以外のものからの個人情報の収集の適否
  - (2) 上記収集をした際の本人への通知の省略
- ※ 個人情報の保有の手段を本人以外収集（法令等）から本人以外収集（審議会）に変更するもの

### 2 本人以外のものからの個人情報の収集をする業務の名称等

- (1) 業務の名称  
犯罪人名簿に関する事務
- (2) 業務の内容  
地方検察庁及び他の市区町村からの既決犯罪通知書、刑務所からの自由刑等執行終了通知書及び保護観察所から仮釈放期間満了通知書を基に犯罪人名簿を調整し管理する。
- (3) 本人以外のものからの個人情報の収集により業務を行う理由  
犯罪人名簿に関する事務は、地方自治法第 2 条に規定する自治事務であるが、その犯罪人名簿を調整・管理するための犯歴情報等については、本人からの収集は不可能であり、地方検察庁及び他の市区町村からの既決犯罪通知書、刑務所からの自由刑等執行終了通知書及び保護観察所から仮釈放期間満了通知書によって行う必要があるため。
- (4) 個人情報の利用の目的  
犯罪人名簿により各種資格等の制限を加えるもの
- (5) 個人情報の記録の対象範囲  
罰金以上の刑に処する判決を受けた者
- (6) 本人以外のものから収集をする個人情報の記録項目  
氏名、性別、住所、生年月日、国籍、本籍、続柄、筆頭者、賞罰、刑罰
- (7) 個人情報の収集の相手方  
地方検察庁、他の市区町村、刑務所及び保護観察所
- (8) 保有の手段の変更理由  
市民課において根拠法令としていた大正 6 年 4 月 1 2 日内務省訓令第 1 号は、本人以外収集の根拠となる法令等に該当しないと判断したため、個人情報保護審議会に意見を伺うものである。

### 3 他市の収集根拠

地方自治法	2市
大正6年4月12日内務省訓令第1号	6市
取扱要綱	3市
犯歴事務規程	2市
審議会	2市
条例	1市
根拠なし	7市
未回答	2市

### 4 本人への通知の省略が必要な理由

通知を行うことにより、混乱を招くおそれがあるため。

### 5 参考

#### 大正6年4月12日内務省訓令第1号

○ 市町村長ヲシテ本籍人ノ犯罪人名簿ヲ整備シ及転籍者ニ関スル通知ヲ  
為サシムル件（大正6年4月12日内務省訓令第1号）

市町村長（市制第6条及第82条第3項ノ市ニ在リテハ区長、市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者以下同シ）ヲシテ裁判所検事局、軍法会議又ハ他ノ市町村長ノ通知ニ依リテ本籍人ノ犯罪人名簿ヲ整備セシムヘシ但シ裁判所検事局、軍法会議又ハ市町村長ノ通知書ヲ編綴シテ犯罪人名簿ニ代用セシムルモ妨ケナシ

本籍地ヲ他ノ市町村長ノ管轄内ニ転シタル者アルトキハ除籍地ノ市町村長ヲシテ入籍地ノ市町村長ニ転籍者ノ刑罰（拘留、科料ヲ除ク）、身代限、破産、家資分散、兵役、種痘ニ関スル事項ヲ遅滞ナク通知セシムヘシ

[読替え]

○ 市町村長が本籍人の犯罪人名簿を整備し、及び転籍者に関する通知をすることについて（大正6年4月12日内務省訓令第1号）

市町村長は、裁判所検事局、軍法会議又は、他の市町村長の通知により本籍人の犯罪人名簿を整備すること。ただし、裁判所検事局、軍法会議又は市町村長の通知書を編綴して犯罪人名簿に代用することを妨げない。

本籍地を他の市町村長の管内に移したものがいたときは、除籍地の市町村長が転籍先の市町村長に転籍者の刑罰（拘留、科料を除く）身代限、破産、家資分散、兵役、種痘に関する事項を遅滞なく通知すること。